

大阪市港区 まちづくりビジョン



**いちばん住みたいまち、
住んで誇りに思えるまち 港区**

平成28年7月
大阪市港区役所

【目 次】

第1章	区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	区の特性と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1 少子高齢化と人口の減少傾向	
	2 地域コミュニティの活性化	
	3 まちの安全・安心の向上	
	4 まちのにぎわいづくり	
第3章	区の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第4章	まちづくりの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	1 区民主体のまちづくり	
	2 安全・安心・快適なまちづくり	
	3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	
	4 「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまち づくり	
	5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり	
第5章	区民の意見を反映した区政運営・・・・・・・・	35

はじめに

平成24年8月から区役所がまちづくりを総合的に担うという新しい市政運営が本格的にスタートしました。港区では、平成25年3月にめざす5年後の姿（将来像）とその実現に向けた平成27年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区将来ビジョン」を策定し、港区にふさわしい区民主体のまちづくりに取り組んでまいりました。

この「港区将来ビジョン」については、その進捗を踏まえて、今般、平成31年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」として改定するとともに、ここに示す「区民主体のまちづくり」、「安全・安心・快適なまちづくり」、「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」、「『子どもの学び』と『子育て世代』を応援するまちづくり」、「訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり」の5つの施策を柱として今後の区政を積極的に推進してまいります。

今後、本格化する少子・高齢化社会の中で、子育て支援や高齢者の見守りなど身近な生活課題の解決に住民どうしが協力して取り組むためには、「つながり」や「きずな」による更に豊かな地域コミュニティが必要です。

そのためにも、歴史が育んだ「区民のつながりの強さ」という港区の「強み」を活かし、区政会議など区民の意見を反映する区政運営を横糸として、各小学校区の「地域活動協議会」を中心とした自律的な地域活動を縦糸として、横糸と縦糸が交わる強いネットワークで、引き続き港区にふさわしい安全・安心のまちづくりを進めます。

また、弁天町駅前土地区画整理記念事業として、現在の区民センター、老人福祉センター、子ども子育てプラザを廃止し、平成33年を目途に港図書館とともに一体的に再構築する（仮称）交流会館については、幅広い世代が出会い、活動し、交流が広がる「起点」となることで、港区に更に豊かなコミュニティを醸成し、将来にわたって活力とうるおいのあるまちづくりに貢献する施設となるよう、整備を進めます。

築港・天保山や大阪中央体育館、八幡屋公園など、このまちが持つ多彩な文化的・歴史的資源や都市としてのランドマークなど、港区の「強み」を活かしたまちづくりを進め、まち魅力の創造や発信とともに、子育て支援や子どもの学ぶ力、生きる力の育成に重点を置いた取組を強化します。

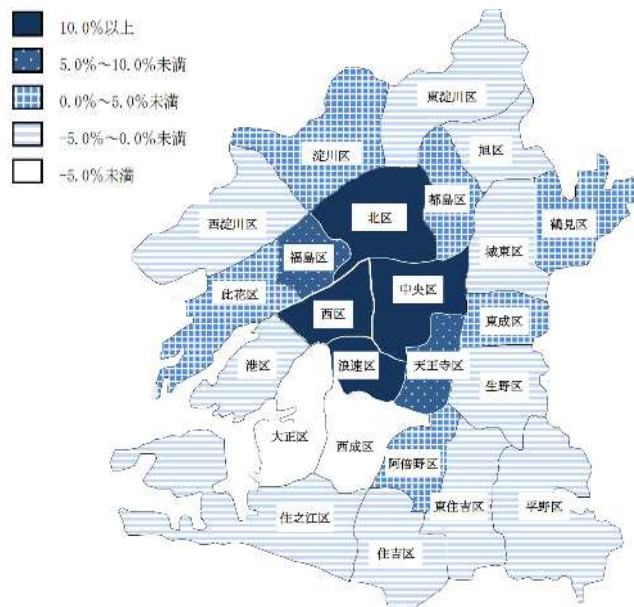
この「港区まちづくりビジョン」を今後のまちづくりの方向性として区民の皆さんと共有し、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区」を全力でめざしてまいります。

大阪市港区長 田 端 尚 伸

第 1 章 区の概況

- ・港区は、大阪市の西側に位置し、三方を海と川で囲まれています。淀川（現在の安治川）の下流に位置し、川の浚渫（しゅんせつ）と戦い、江戸時代の大規模な新田開発によってつくられたまちで、開発を行った市岡、田中、八幡屋、福崎といった町人の名前が、今も港区の地名に残っています。
- ・明治時代の後期以降、日本屈指の近代港・大阪港を擁する海の玄関口として大きく発展し、特に築港は、大正時代には「東洋のマンチェスター」と言われた大阪の玄関口として繁栄しました。
- ・港区は、大正 14 年の誕生時には人口が約 28 万人、現在と同じ区域となった昭和 18 年には約 26 万人と、戦前は大阪市で最も多い人口を誇りました。しかし、わが国屈指の貨物港であり軍事上の重要拠点でもあった大阪港を擁することで、戦争で徹底的に攻撃目標とされ、昭和 20 年の大阪大空襲では区域のほとんどが焼け野原となり、その直後には枕崎台風による高潮に見舞われ、人口が 1 万人を下回るという壊滅的な打撃を受けました。
- ・戦後、「大阪市の復興は港の復興から」をスローガンに、大阪市は大阪港の復興に膨大な投資を行うとともに、港区においては高潮への抜本的な対策として、区内のほぼ全域に 2 m の盛土を施す、世界でも類のない大規模な「港地区復興土地区画整理事業」が 45 年もの年月をかけて行われました。その結果、港区は、平坦で街区がわかりやすく、道路が広く公園も多い住みやすいまちに生まれ変わりました。
- ・現在の港区は、東部の弁天町は JR 大阪環状線と地下鉄中央線が結節するターミナルであるとともに、中央大通、阪神高速大阪港線が東西に、国道 43 号、阪神高速西大阪線が南北に交差する交通要衝の地で、文化、商業などの機能が集積しています。中央部は、八幡屋公園に加えて国際競技大会の開催が可能な大阪市中央体育館や大阪プールが整備され、世界レベルのスポーツを身近で楽しむことができます。また、西部の築港・天保山エリアは、豊かな歴史に育まれた多彩な文化・観光資源に恵まれるとともに、年間 200 万人以上が訪れる世界最大級の水族館「海遊館」や、世界第一級のクルーズ客船の来航など、大阪を代表する集客、観光拠点としての展開が期待されています。
- ・現在の港区の面積は 7.9 km²（24 区中 15 番目）、人口は 82,063 人（同 18 番目、平成 27 年国勢調査速報値）となっています。
- ・平成 27 年国勢調査速報値では、国の人口は平成 22 年の前回調査から 97 万 7 千人（0.7%）減少し、大正 9 年の調査開始後、初めての減少となりました。

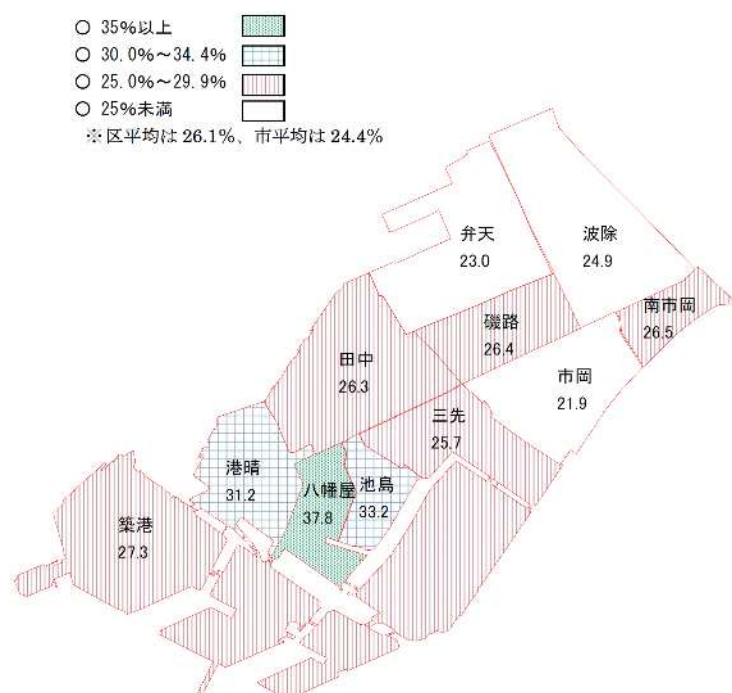
区別人口増減率（平成 22 年と平成 27 年を比較）



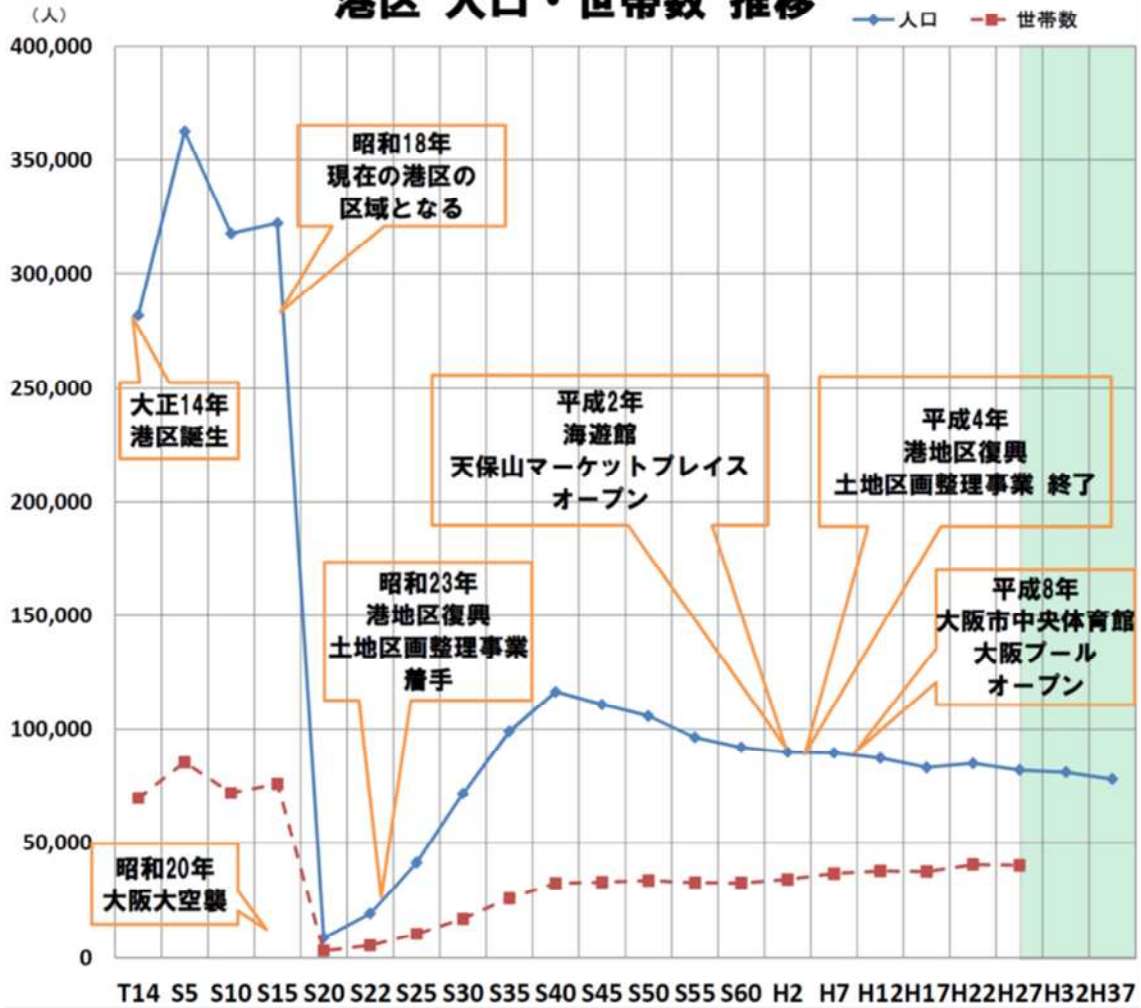
また、大阪府の人口も、前回調査から2万6千人（0.3％）減少し、戦争の影響で大幅な減少となった昭和20年を除いては初めて減少となりました。

- ・大阪市の人口は、前回調査から2万6千人（1.0％）増加し、平成17年以降増加が続いていますが、増加している区は市内中心部に集中し、周辺区は減少しています。
- ・港区の人口は、前回調査から2,884人（3.4％）減少し、24区で3番目の大きな減少率となっています。また、平成26年の港区の高齢化率は26.4％（大阪市推計）で、大阪市全体（24.9％）と比べて高齢化が進んでおり、特に市営住宅の多い区内中央部では高齢化が大きく進み、すでに30％を超えている地域もあります。一方で、平成26年の港区の15歳未満の人口は、9,107人（大阪市推計）で、平成22年より860人（8.6％）減少しています。
- ・人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域活動の担い手の裾野を広げて、更に豊かなコミュニティを促進して、高齢者がいきいきと住みなれた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりや、子どもの学びと子育て世代を応援するまちづくりを進めることが極めて重要です。
- ・なお、平成27年1月に、大阪市として「弁天町駅前土地区画整理記念事業計画」の実施を決定し、現在の「港区民センター」、「港区老人福祉センター」、「港区子ども・子育てプラザ」を「港図書館」とともに平成33年度の完成をめざして、一体的に（仮称）交流会館として再構築することとしました。
- ・この（仮称）交流会館については、幅広い世代が出会い、活動し、その交流が広がる「起点」としての機能を果たすことで、港区に更に豊かなコミュニティを醸成し、将来にわたって活力とうるおいのあるまちづくりに貢献する施設となるよう、区民の皆さんの意見を踏まえながら整備を進めます。

【人口に占める 65 歳以上人口】（平成 27 年 3 月末 住民基本台帳）



港区 人口・世帯数 推移

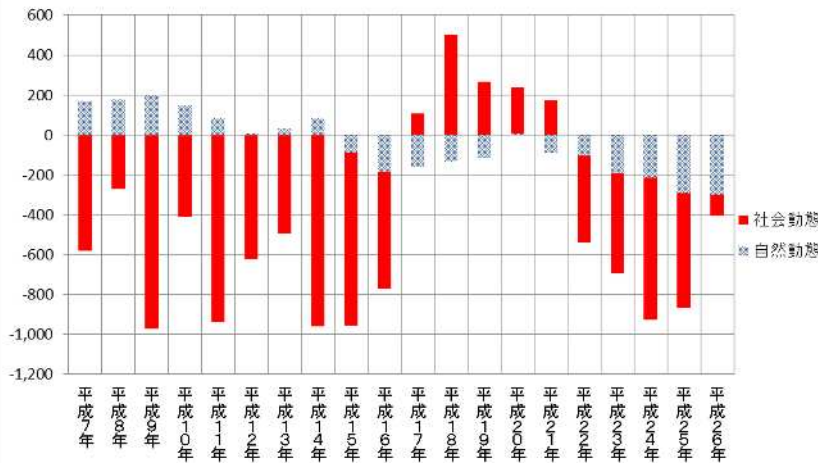


資料：総務省「国勢調査」(昭和20年は、大阪市統計書に記載されている人口を利用、平成27年は国勢調査速報値を利用)
平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月)推計資料

人口	S5	S15	S22	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	H37
	362,582	322,231	19,375	71,692	116,497	105,777	92,033	89,527	83,191	82,063	77,323
	T14	S10	S20	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H32
	281,678	317,725	8,672	41,508	99,053	110,914	96,416	89,900	87,262	84,947	80,341

世帯数	S5	S15	S22	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27
	85,471	76,071	5,319	17,105	32,631	33,872	32,852	36,804	37,702	40,408
	T14	S10	S20	S25	S35	S45	S55	H2	H12	H22
	69,730	71,987	2,972	10,401	26,103	33,114	32,926	34,345	37,925	40,699

港区の人口動態(大阪市人口移動要因調査)

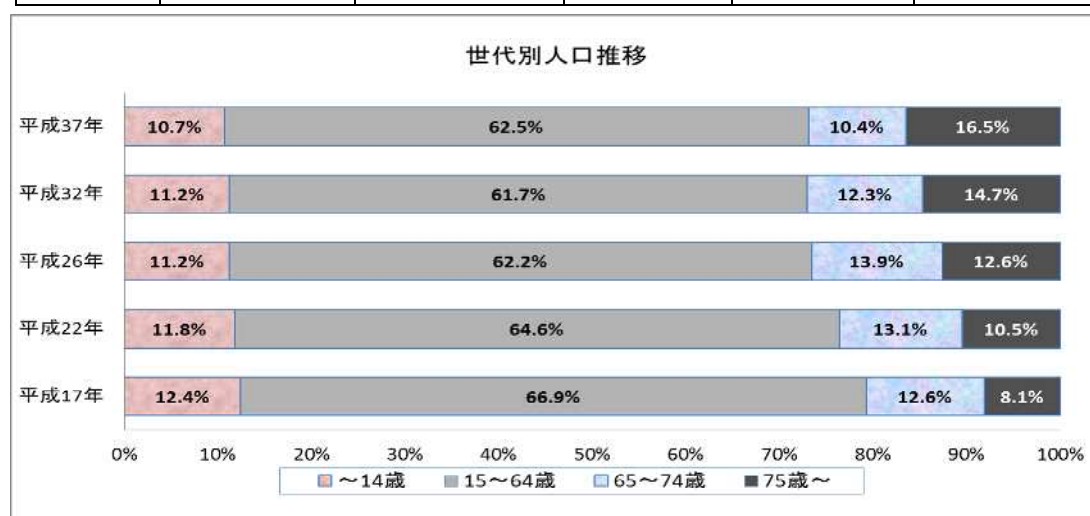


第 2 章 区の特性と課題

1 少子高齢化

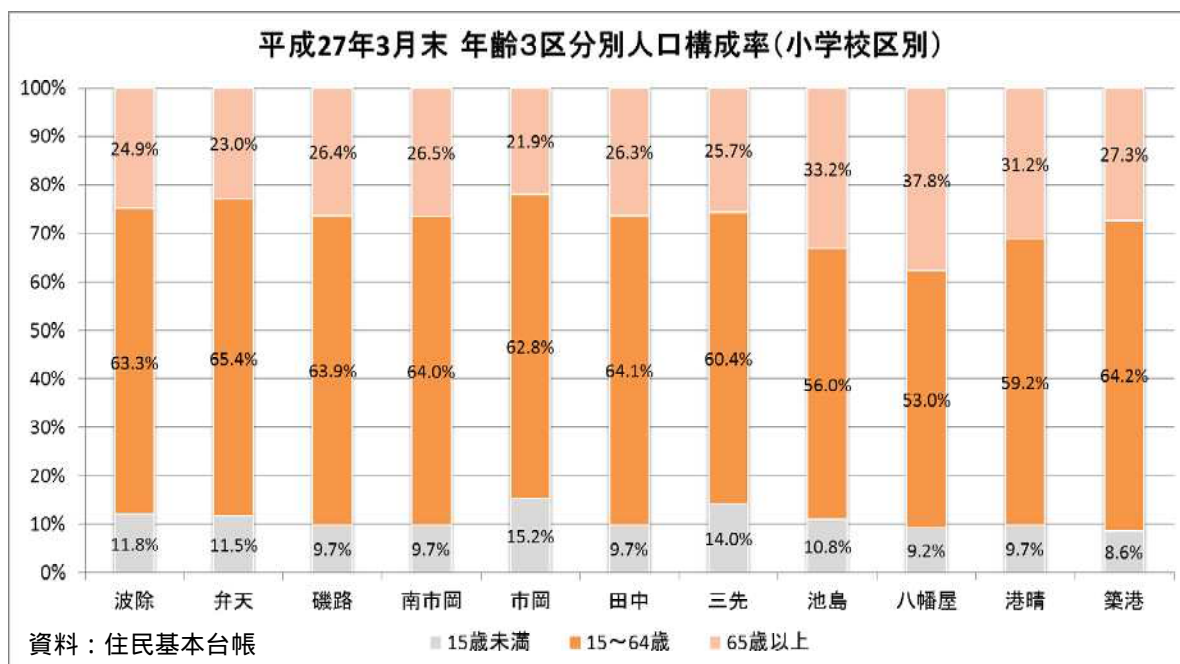
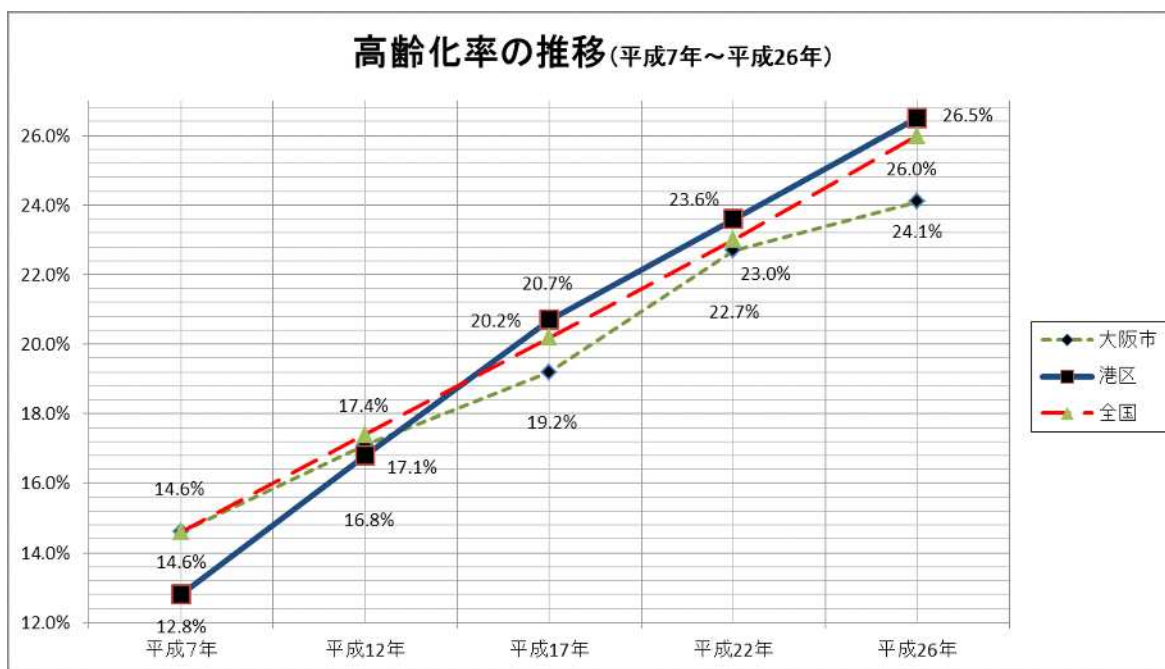
- ・ 平成 27 年の人口（国勢調査速報値）は 82,063 人で、市内 24 区の中では 18 番目となっています。平成 37 年の人口は 8 万人を下回るものと推計されており、今後、人口の減少が見込まれています。
- ・ 平成 26 年の高齢化率は 26.5%（大阪市推計、平成 27 年国勢調査速報値では年齢別は公表されていない）で、大阪市全体と比べて高齢化が進んでおり、平成 37 年には 26.9% となる見通しです。特に市営住宅の多い区内中央部では高齢化が大きく進み、すでに 30% を大きく超えている地域もあります。住みなれた地域で元気な高齢者がいきいきと活動し、介護や支援を必要とする高齢者が安心して暮らすことのできる環境づくりが増々重要になっています。
- ・ 15 歳未満の人口の比率は、少子化の進展により平成 22 年は 11.8%、平成 26 年は 11.2% でしたが、平成 37 年には 10.7% と更に減少する見通しとなっています。子育て世代が魅力を感じるまちづくり、住んでみたいと選ばれるまちづくりを進めることが重要です。

		計	内訳（割合）		
			15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上 （高齢化率）
港 区	平成 22 年	84,947 人	11.8%	64.6%	23.6%
	平成 26 年	81,810 人	11.2%	62.2%	26.5%
	平成 37 年	77,323 人	10.7%	62.5%	26.9%
大阪市	平成 22 年	2,665,314 人	11.6%	65.7%	22.7%
	平成 26 年	2,686,246 人	11.3%	63.8%	24.9%
	平成 37 年	2,553,167 人	10.3%	61.5%	28.4%



資料：平成 22 年以前は総務省「国勢調査」、平成 26 年は大阪市 10 月 1 日推計数値

平成 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所平成 25 年 3 月推計資料

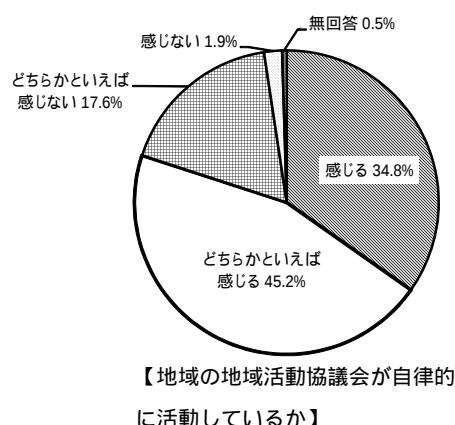
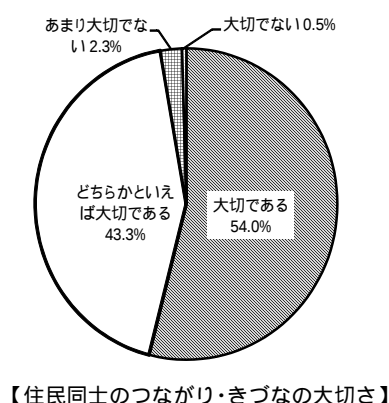


2 地域コミュニティ

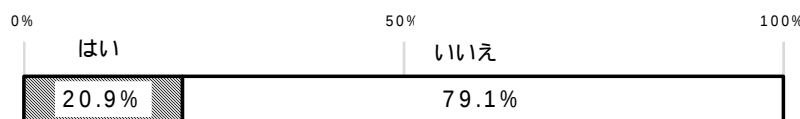
- これまで幾度も大型台風がもたらした高潮被害を克服し、戦後、世界でも類のない大規模な盛土方式の土地区画整理事業で復興した港区は、住民どうしのきずなや助け合いの気持ちが強く地域活動が活発なまちです。また、神社などの祭りも大変盛んで、世代を越えて楽しみながら、地域のコミュニティが形成されています。一人暮らしの高齢者や子どもを見守る活動などにも各地域で熱心に取り組まれています。
- 港区では、昭和57年に区内中学生の深刻な非行問題が生じ、地域団体やPTAを含め、多くの区民が危機感を持ったことにより、区を挙げて、地域ぐるみで子どもの健

全育成に取り組み、その活動は全市に広がりました。現在も中学校区単位や小学校区単位で「青少年育成推進会議」や「はぐくみネット」に取り組むなど、地域総がかりで青少年を育む活動が活発に行われています。

- ・ しかしながら、少子高齢化や核家族化が進むなかで、港区でも地域活動の担い手が高齢化するとともに、一部の担い手に役割が集中するなど、負担感が大きくなり、後継者不足につながっています。
- ・ また、新たな住民が増加し、地域活動への参加・参画を望まない人も増えるなど、コミュニティ意識の希薄化が懸念されています。
- ・ 平成24年度に全小学区に地域活動協議会が形成されて以降、地域団体間の協力・連携が深まるとともに、より幅広い住民の参画が広がりつつあり、それぞれの地域の実情にあった活動が展開されてきています。
- ・ 本格化する少子・高齢化社会の中で、区民一人ひとりが地域に愛着と関心を持ち、幅広い世代の人々が地域活動にかかわり、地域の課題を共有しながらその解決に取り組むことができる持続可能なまちづくりが今後より一層求められます。



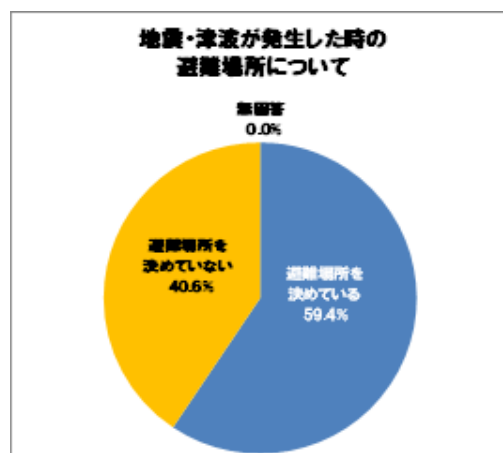
【地域活動に参加している】



資料：平成27年度区民モニターアンケート

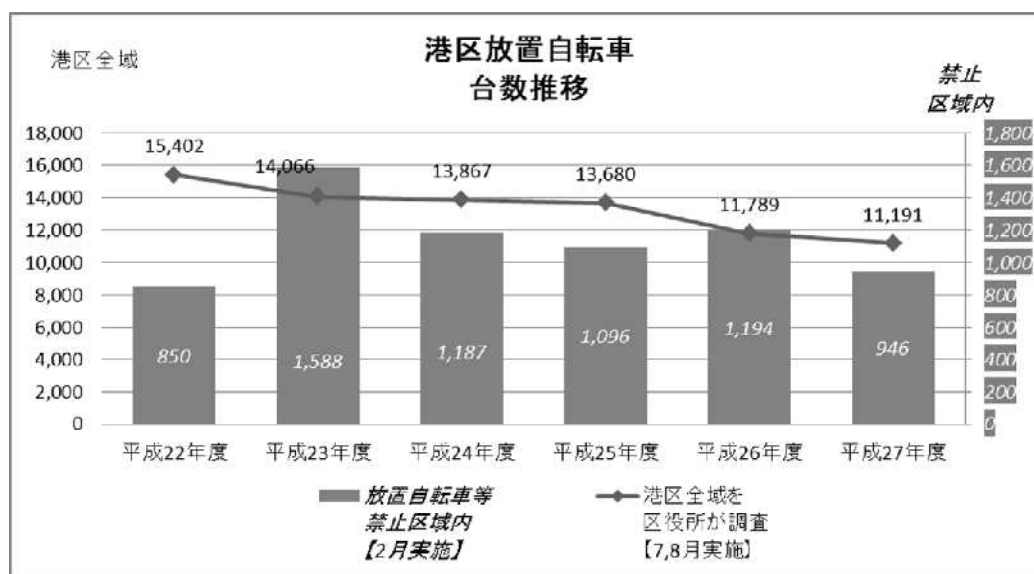
3 まちの安全・安心

- ・ 平成23年3月の東日本大震災では津波による甚大な被害を受けました。港区も三方を海と川に囲まれており、津波や高潮の被害を受けやすい地勢にあります。津波を伴う海溝型地震への対策を進めてきましたが、なお一層の対策の強化が必要です。
- ・ 平成27年の区内における街頭犯罪発生件数

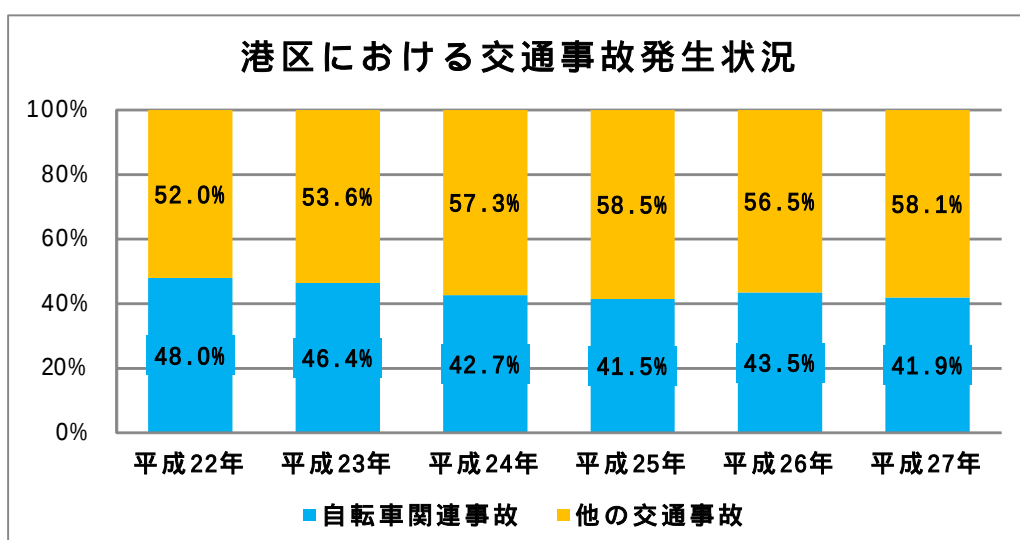


は市内24区で5番目に少ない568件ですが、市全体の街頭犯罪発生状況は減少傾向の中、港区はここ数年は横ばい状況にあることから、一層の取組強化を進める必要があります。

- 戦後、区域ほぼ全域にわたり土地区画整理が行われた港区は、街区がわかりやすく平坦で、みなと通、中央大通の幹線道路には自転車道が整備されるなど、自転車があれば大変便利に生活できるまちです。一方で、大阪府や大阪市と比べても自転車に関係する事故が多く発生するとともに、駅周辺を中心に放置自転車も数多く見られ、無施錠の自転車の盗難も多いことから自転車の適正利用を促進する必要があります。



資料：建設局調べ【2月実施】 港区役所調べ【7,8月実施】



資料：大阪府警 (参考：自転車関連事故 H27 府内平均 30.1%)

4 . まちのにぎわい

- ・ 区内東部の弁天町は、鉄道や幹線道路の交通結節点であり、文化、商業機能等が集積しています。
- ・ 区内中央部には、区内で最も大きな八幡屋公園があり、公園内には国際レベルの競技が可能な大阪市中央体育館や大阪プールがあります。



大阪市中央体育館



海遊館

- ・ 区内西部の築港・天保山エリアは、世界最大級の水族館「海遊館」やマーケットプレイス、大観覧車などの近代的なアミューズメント施設のほか、日本一低い山「天保山」や弘法大師ゆかりの「高野山真言宗準別格本山」の築港高野山、住吉大社の「別院」の港住吉神社、大正時代の繁栄を伝える「築

港赤レンガ倉庫」、夕陽の美しい中央突堤・「ダイヤモンドポイント」、世界第一級のクルーズ客船が入港する天保山岸壁など、多彩で魅力ある歴史・文化・観光資源に富んでいます。

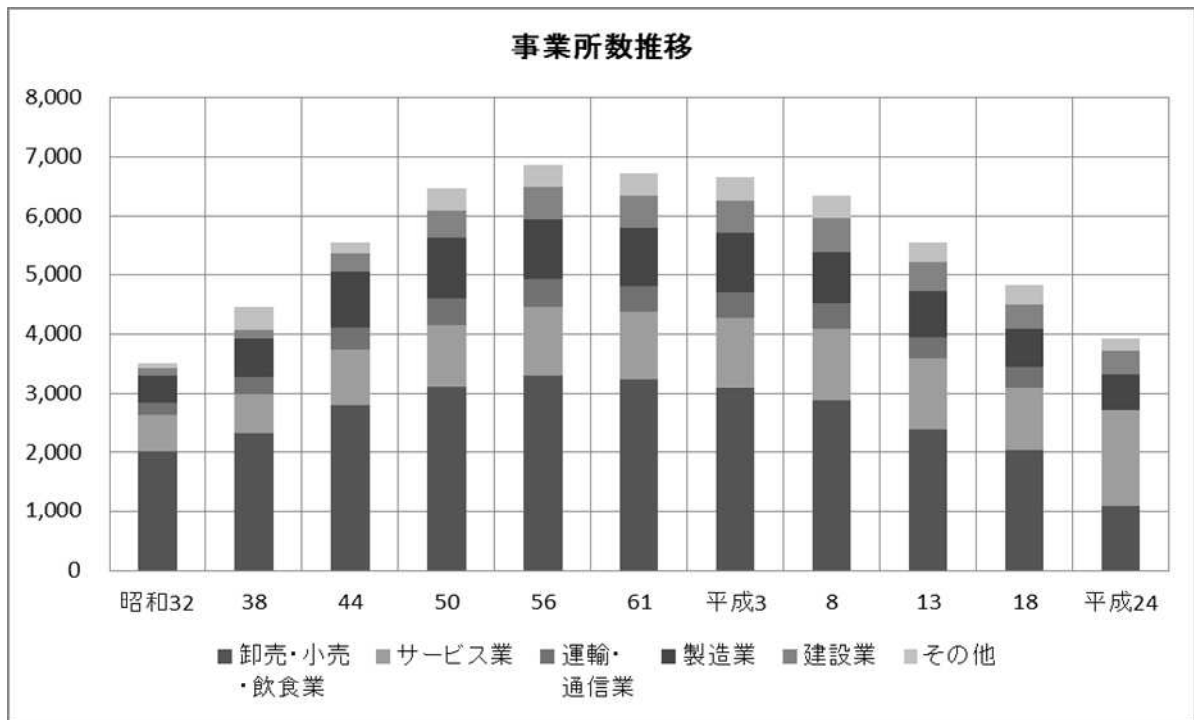
- ・ 区内には卸売・小売業の事業所や飲食店が多く立地していますが、その数は年々減少しています。一方で、区内の商店街では、地域と連携したにぎわいイベントなど、個性ある取組も行われています。
- ・ 多くのものづくり企業が区内にありましたが、後継者不足などが原因となり、近年は事業所数が減少傾向にあります。町工場が安心して操業できる環境確保が必要です。
- ・ 港区が持つ魅力ある資源を活かすなど、まちのにぎわいを生み出し、地域経済の活性化を図る必要があります。



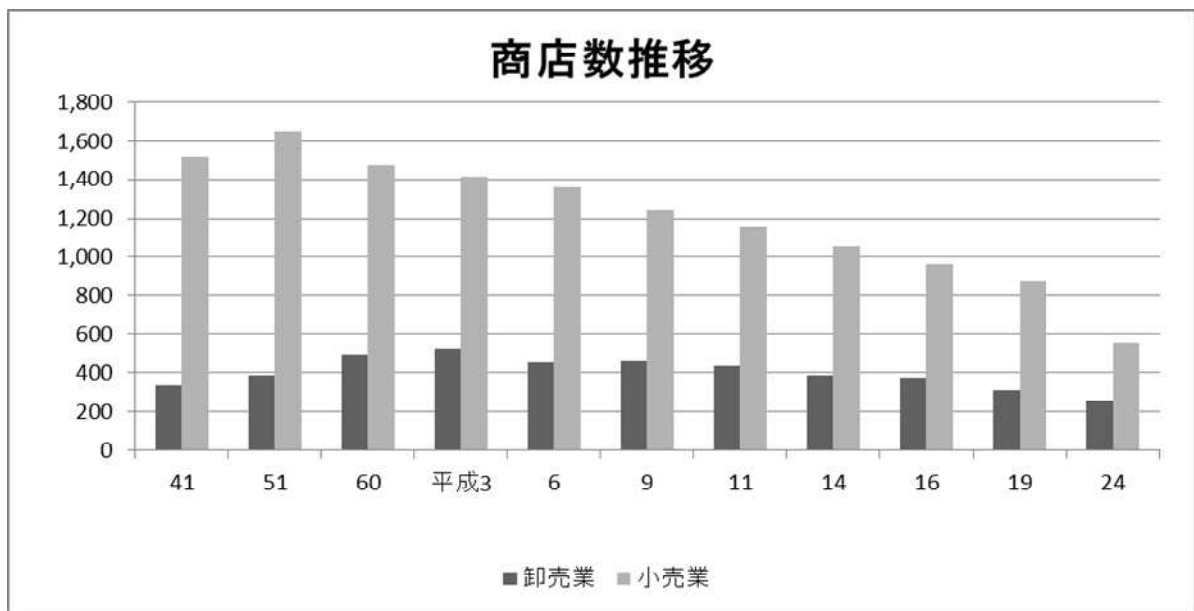
築港高野山釈迦院



海から見た港区ベイサイドの風景



資料：総務省「事業所統計調査」(S32～H3)「事業所・企業統計調査」(H8～H18)「経済センサス」(H24)



資料：経済省産業省「商業統計」(S41～H19)「経済センサス」(H24)

第 3 章 区の将来像

いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区

港区は、住民どうしのつながりが強く、地域活動が活発なまちです。また、比較的狭い区域にありながら、鉄道や高速道路、国道など交通の利便性が高く、大規模な集客文化施設をはじめ歴史・文化・観光資源など、都市としての魅力的なランドマークが数多く存在するとともに、都心の中でベイエリアを有する個性豊かなまちです。

歴史が育んだ、港区民のDNAともいえるつながりの強さや、年間200万人以上が訪れる築港地区の魅力など、港区の「強み」を活かすとともに、三方を海と川に囲まれ、高潮や津波に弱いといった地理的な「弱み」を克服して、次の5つの柱により、今後のまちづくりを進め、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区」をめざします。

【まちづくりの5つの柱】

- 1 区民主体のまちづくり
- 2 安全・安心・快適なまちづくり
- 3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- 4 「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり
- 5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

【区民の意見を反映した区政運営】

第4章 まちづくりの方向性

1 区民主体のまちづくり

【現状と課題】

- ・ 港区では人口が減少し、高齢化も進んでおり、特に区内中西部地域では高齢化が顕著で、独居の高齢者も多く住んでいます。
- ・ 少人数世帯・高齢単身世帯の増加や、地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化、個人の生活様式や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。
- ・ また、地域活動の担い手が高齢化するとともに、一部の担い手に役割が集中し、負担感が大きく、後継者不足につながっています。
- ・ このような課題に対応するためには、これまで培われてきた、人と人とのつながりやきずなを礎（いしずえ）にしながら、より幅広い住民も参加し、身近な地域の中で生活課題等の解決に住民どうしが協力して取り組むことができる豊かなコミュニティづくりが必要です。
- ・ 港区では平成25年3月までに全小学校区において、地域活動協議会が地域団体や各種団体など多様な活動主体の参画のもとに形成されました。
- ・ 今後は、地域活動協議会のもとに地域の将来像を共有しながら参画する主体がそれぞれの特性と強みを発揮し、連携、協働してさまざまな地域課題に取り組んでいくことができる自律的な、区民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- ・ そのためにも、地域活動協議会の活動について、ビジネス的手法の導入などで自主財源の確保を図り、自律的、持続的な地域運営を促進することが重要です。
- ・ さらに、地域づくりやまちづくりを進めるうえで、地域団体のほか、商店街や企業、NPOなどの多様な活動主体が互いに強みを活かして協働するとともに、これらの主体と行政が協働するマルチパートナーシップを進めていく必要があります。

【主な施策】

（1）豊かなコミュニティの促進

人と人が出会いつながる機会と場の提供

- ・ 地域におけるつながりやきずなの大切さを啓発し、さらなるコミュニティの育成や活性化を図るため、人と人が出会いつながる機会を提供します。
- ・ これまで地域活動に関心の薄かった人を含めて、より多くの人たちに対して、

地域活動への理解を深め、地域活動への参画を促します。

- ・ 弁天町駅前土地区画整理記念事業として整備する「(仮称)交流会館」については、幅広い世代が出会い、活動し、その交流が広がる「起点」としての機能が発揮できるよう、平成33年度の完成をめざして事業内容等の検討を進めます。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
身近な地域の中で、「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」を実感している区民の割合	59.9%	70%以上

(2) 自律した地域運営の支援

「地域活動協議会」の自律的運営の支援

- ・ 地域活動協議会の民主的で開かれた組織運営や会計の透明性の確保などについて、まちづくりセンター^(※1)を活用して促進します。
- ・ 地域活動協議会について法人格の取得など社会的信用を高めるための取組を、まちづくりセンター等を活用して支援します。

地域課題解決に向けた取組の支援

- ・ 地域課題の解決に向けてさまざまな活動主体が、その話し合いのもと合意を形成し、協働して取り組む地域活動協議会の活動を促進します。
- ・ 地域活動協議会に対する財政的支援については、具体的な活動内容を限定せず、地域活動協議会の話し合いによって主体的に活用できる支援を継続して実施します。

地域における広報活動の支援

- ・ まちづくりセンターを活用し、地域活動協議会の活動や組織運営等についての積極的な広報を支援することで、地域のより多くの人たちに地域活動への理解を促進し、活動に参画する機会を提供します。

地域における自主財源確保に向けた取組の推進

- ・ 自律的、持続的な地域運営のため、地域活動協議会の自主財源の確保の取組を促進します。
- ・ コミュニティ・ビジネス^(※2)やソーシャル・ビジネス^(※3)を、まちづくりセンター等を活用して促進するとともに、本市事務事業の社会的ビジネス^(※4)化を図り、地域における人、モノ、資産、情報などの資源の循環を促進します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
小学校区等地域において、様々な主体が協働し、地域活動が自立的に運営されていると感じている区民の割合	80.0%	85%以上
地域社会における課題の解決などに向け住民が新たに取り組むコミュニティ・ビジネスが創出された件数	—	1件以上
社会的ビジネス効果が見込まれる市の事務事業件数	8件	10件 以上

(3) 多様な主体の協働の促進

校区等地域を越えた多様な主体のネットワーク拡充の支援

- ・ 校区等地域を越える様々な課題等について、地域団体や企業、NPOなど多様な活動主体が連携し、互いに補完しながら協働して取り組んでいくことができるよう必要な支援を行います。

多様な主体の協働・連携を促進することができる人材(地域公共人材)の育成・活用

- ・ 豊かなコミュニティづくりのノウハウを学ぶ機会や情報を提供することで、地域づくりやまちづくりのためのコーディネートを行うことができる人材を発掘・充実し、多様で広がりのある地域コミュニティの形成を促進します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
校区等地域を越えたまちづくりに関する活動が、地域団体やNPO、企業など様々な活動主体の連携協働により進められていると感じている区民の割合	29.7%	50%以上
地域づくりやまちづくりのためのコーディネートを行うことができる人材が活躍していると感じている区民の割合	68.7%	70%以上



まちづくりセンター(*¹): 地域活動協議会の形成や運営を支援するため、平成 24 年 10 月に市内 5 か所に設置された中間支援組織。各区に支部を設置し、地域まちづくり支援員が常駐して、地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供、連携・協働の取組みの助言などを行う。

コミュニティ・ビジネス(*²): 地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

ソーシャル・ビジネス(*³): 市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

社会的ビジネス(*⁴): このビジョンでは、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスのうち、行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスとして実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付けている。地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれるといった効果が期待できる。

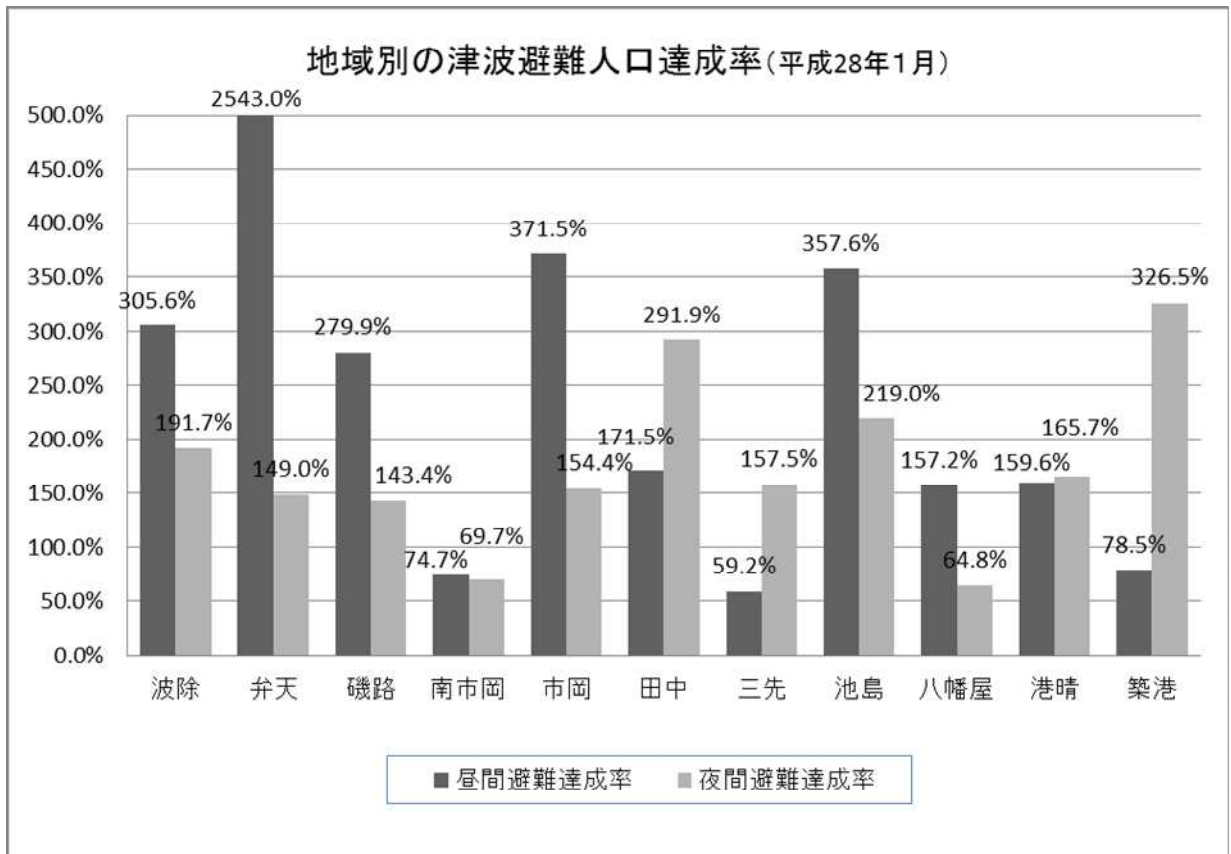
2 安全・安心・快適なまちづくり

【現状と課題】

- ・ 港区は三方を海と川に囲まれ、津波や高潮の被害を受けやすい地勢にあります。東日本大震災の教訓を踏まえ、津波を伴う海溝型地震への対策が急務です。
- ・ 平成23年度から、全ての小学校区（11地域）で図上訓練及び避難訓練が、平成26年度から平成27年度にかけては、地域が主体となった防災学習会及び避難所開設訓練がそれぞれ実施されており、自助・共助の意識や地域防災力が向上しています。
- ・ 大規模災害時に自助・共助・公助の役割分担のもと、迅速かつ的確な対応が行えるよう、区の特性を踏まえた防災対策を引き続き強化する必要があります。
- ・ また、津波を伴う海溝型地震への対策や地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組が重要な課題となっています。
- ・ 平成27年の区内の街頭犯罪発生件数は市内では5番目に少なく、大阪市として取組を強化した平成19年と比較すると市平均は4割弱の減少ですが、港区内は6割近くと大きく減少しています。しかしここ数年は、市全体としては減少傾向の中で、区内の街頭犯罪は横ばい状況に止まっています。また、子どもへの不審者の声かけ事案も発生しており、犯罪から子どもを守る取組の強化が必要です。
- ・ 警察や地域などとの連携を一層強化し、街頭犯罪の発生状況を踏まえて、臨機かつ機動的な防犯活動を展開することが重要です。
- ・ 区内の交通事故については、自転車関連事故が4割を上回っており、自転車の危険な運転や放置自転車の数も多く、その対策が重要な課題となっています。
- ・ 子どもをはじめ、高齢者や障がいのある人、だれもが安全、快適に移動できる歩行空間等を確保するため、バリアフリー対策が必要です。特に、国道43号と中央大通の弁天町駅前交差点では地下道のスロープが急勾配であるため、車いすやベビーカーの利用、高齢者の通行などが困難となっており、対策が必要です。
- ・ また、国道43号の沿道環境の改善を図るなど、よりよい生活環境をつくり出す取組が求められます。



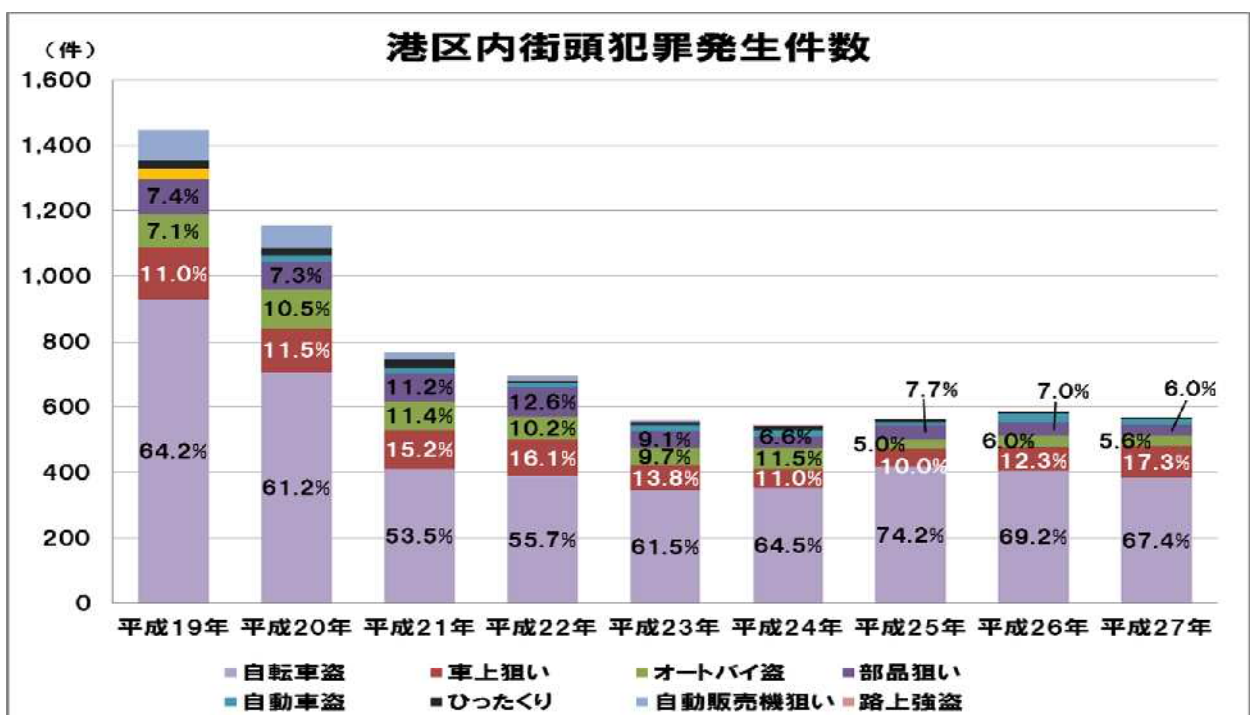
避難所開設訓練の様子



想定避難人口達成率とは

津波発生時に、建物の3階以上に避難する必要があると想定される人数に対する、津波避難ビルにおいて収容可能な人数の割合

資料：平成22年総務省「国勢調査」をもとに避難者数を想定（一戸建、長屋建、共同住宅1、2階の戸数と1世帯あたり平均人員から推計）し、津波避難ビルの収容人数を基に達成率を算定（津波避難ビルには、小学校・中学校・高等学校を含む）



資料：大阪府警

【主な施策】

（１）防災対策の強化

地域防災計画に基づく主体的な取組の推進

- ・ 平成 26 年度に全地域の地域活動協議会が策定した「地域防災計画」(防災マニュアル)に基づく地域主体の取組を、各地域の実情に即して支援し、自主防災力を強化します。
- ・ 区民一人ひとりが一時的または緊急に避難・退避する施設(津波避難ビル等)を決め、津波による死者は一人も出さないための取組をめざします。
- ・ そのために、「地域防災計画」(防災マニュアル)に基づく地域主体の防災学習会や避難所開設訓練等を引き続き支援するとともに、地域間の連携を促進し、必要に応じて小学校区を越えた地域での津波避難計画の作成や、中学校下での避難所開設訓練等についての支援を行います。



津波避難訓練の様子(南市岡)

災害時避難行動要支援者対策の推進

- ・ 各地域において災害時避難行動要支援者^(※1)の避難支援が円滑に進むよう、要支援者の情報の収集・管理に関するルールや、対象者及び個別支援内容を定める「避難行動要支援者支援計画」の作成を支援します。
- ・ 「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、本市が有する要支援者の必要な情報を本人の同意を得て提供します。

区災害対策本部と地域本部等との迅速・的確な情報連絡体制の確立

- ・ 避難所開設訓練等において、港区が独自で配備したデジタル簡易無線機等を活用した情報伝達訓練を行うことにより、地域と港区災害対策本部との情報連絡体制をより強固なものとしします。
- ・ 各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定省電力無線機を配備し、避難所内における情報連絡が円滑に行われるよう支援します。

防災意識の継続的な啓発

- ・ 「自分の命は自分で守る(自助)」「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という区民の防災意識の啓発を強化します。また、防災に関する基本的な情報に加え、津波避難ビル、災害時避難所等の場所を掲載した区広報紙を毎年作成します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合	59.4%	80% 以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに達成 7地域	地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成
「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた区民の割合	50.0%	70% 以上

(2) 防犯対策の強化

警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

- ・ 警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めます。

各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

- ・ 平成 2 6 年度に全地域の地域活動協議会が策定した「防犯行動計画」に基づく防犯活動を中心として、地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

子どもを犯罪から守る取組の強化

- ・ 学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。
- ・ 学校、PTA、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう、「こども 110 番の家」の場所を子どもに認識させる取組を進めます。
- ・ 子どもを犯罪から守るため、通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に行います。

警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

- ・ 警察等と連携し、犯罪抑止につながる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発を強化します。

■ 成果目標

	平成27年 (現状値)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
区内の街頭犯罪発生件数	568件	560件 以下	550件 以下	550件 以下	550件 以下
区内の子どもの声かけ事業発生件数 (安まちメール受信件数)	9件	7件 以下	5件 以下	5件 以下	5件 以下

(3) 歩行や移動の安全性の確保

自転車利用マナーの向上

- ・ 地域住民や関係団体と協働して放置自転車に対する啓発活動を強化するとともに、放置自転車禁止区域において、効果的な放置自転車の撤去を行います。
- ・ 短時間無料駐輪制度の導入や駐輪場所によって料金の差別化を図ることなどにより、効果的な放置自転車対策を進めます。
- ・ 歩行空間の確保やまちの美観の観点から、地域や関係局と連携し、幹線道路沿いの放置自転車対策について、事業者等に対する働きかけを強化します。



放置自転車に対する啓発活動



小学校での自転車講習会

交通事故防止啓発の推進

- ・ 自転車による交通事故を防止するため、警察と連携して、小学生や大人等を対象とした自転車講習会を実施するなど、歩行者も含めた交通ルールの周知徹底とマナーの向上に努めます。

バリアフリーの推進

- ・ 交通バリアフリーの実現に向けた継続的な取組を進めるため「大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想」の着実な推進に努めます。なお、弁天町駅前交差点地下道のエレベーター設置までの暫定的措置として、車いす利用者が地下鉄弁天町駅ホームを利用して国道43号を横断できるよう支援します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放置自転車等禁止区域 (弁天町・朝潮橋駅周辺) の放置自転車台数	946台 (H28.2)	930台以下	920台以下	910台以下	900台以下
港区内全域の放置自転車 台数	11,191台	10,900台以下	10,600台以下	10,300台以下	10,000台以下

	平成27年 (現状値)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
区内の自転車事故発生 件数	117件	115件以下	110件以下	105件以下	100件以下

(4) 生活環境の向上と改善

国道43号の沿道環境の改善に向けた取組の推進

- 関係機関等と連携し、国道43号の沿道環境の改善に向けて、公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した取組を進めます。

花と緑を育てる活動やまちの美化を促進

- 花と緑があふれる潤いのある美しいまちづくりをめざして、種から育てた花を自分たちのまちに植える活動や美化活動など、区民のまちを美しくする自主的な活動を促進します。

空家等対策における適切な対応

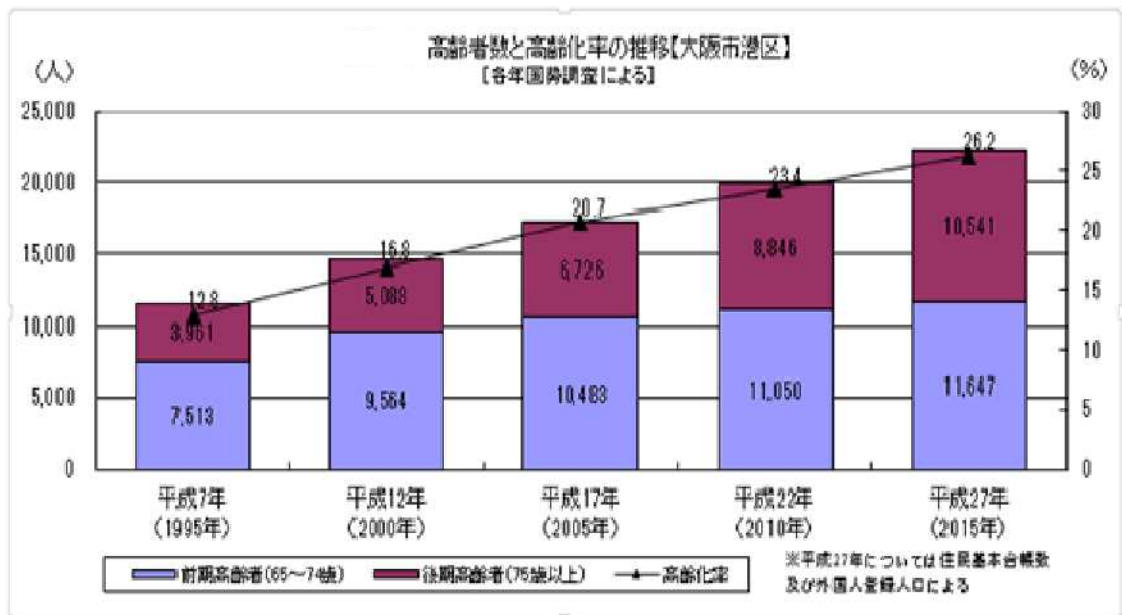
- 空家の調査等を実施し、空家所有者等に対して保安上危険な空家に対する指導・勧告を行うとともに、空家の適切な維持管理に関する相談対応や情報提供等、空家の有効活用につながる啓発等を実施します。

災害時避難行動要支援者^(※1): 大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、避難するには支援が必要な方

3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

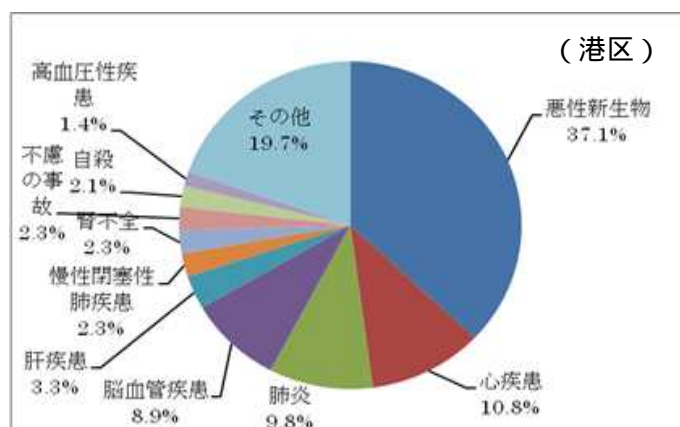
- ・ だれもが安心して自分らしく住みなれた地域で暮らしていくためには、住民や行政をはじめ、地域団体や市民、NPO、商店街や企業などの多様な主体が力をあわせて生活とともに楽しみともに支えあう地域をつくりあげていく必要があります。
- ・ 港区では、平成25年3月に「港区地域福祉計画」を策定、平成26年3月までには、全地域で「地域福祉活動計画」(アクションプラン)が策定されました。
- ・ 区として推進する「港区地域福祉計画」を「横系」に、各地域の「地域福祉活動計画」(アクションプラン)を「縦系」に、横系と縦系の交わるネットワークを形成することで、「公私協働」による地域福祉力の向上を図り、各地域の特色を活かしながら多様な福祉ニーズに対応できる地域社会づくりをめざしています。
- ・ 一方で、港区の平成27年の高齢化率は26.2%と年々増加し、特に後期高齢者の増加が顕著になるとともに、社会経済状況の変化に伴って、経済的困窮、社会的孤立、虐待の増加など福祉課題のさらなる増大、複雑・深刻化が進んでいます。



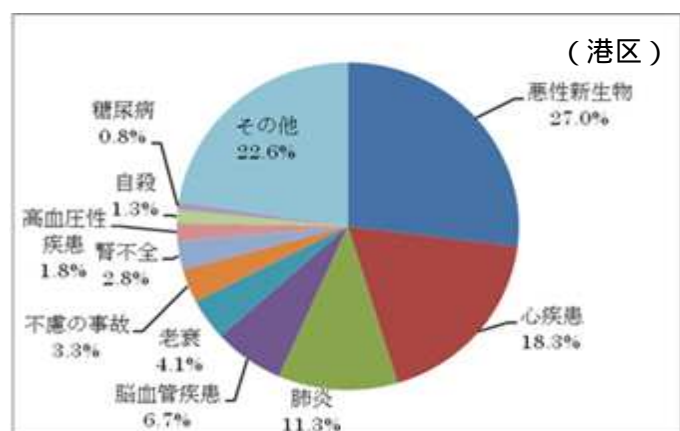
- ・ さまざまな生活課題を抱えた高齢者など、支援の必要な人に対する地域における相談対応や見守り体制づくり、緊急時の一時的な援助、関係機関と連携した福祉制度へのつなぎなど地域福祉の仕組みづくりが極めて重要になっています。

- ・ また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。
- ・ 区内の障がい者手帳所持者数は、ここ数年増加傾向にあります。障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるためには、施設中心の支援から、地域生活の中での自然な交流を通じた、障がいのある人ない人の相互理解をより深めることが重要です。
- ・ 港区は、がんによる死亡が最も多く、区民の健康寿命は男性では75.3歳、女性では80.7歳となっており、市内他区と比較して短くなっています。
- ・ 一方、平成26年度のがん検診受診率は、市平均と比べて「胃がん」は上回っていますが、「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮頸がん」は下回っています。また、平成26年度の港区の特定健康診査受診率は17.2%で市平均の受診率20.9%を大幅に下回っています。
- ・ 健康の保持・増進のためには、食生活の改善や適度な運動など、健康的な生活習慣を身につけて、生活習慣病を予防したり疾病を早期に発見することが重要です。運動習慣づくりなど健康づくりへの区民の主体的な取組を促すとともに、がん検診・特定健康診査の受診率を上げる必要があります。
- ・ 地域には、世代や性別、国籍、文化、障がいの有無など、様々な違いや個性をもった人々が暮らしています。お互いのことを知り、それぞれの違いや個性を受け入れて、すべての人が自分らしくいきいきと暮らすことができる地域づくりが求められています。そのためには、LGBT（性の多様性）等の新しい人権課題も含む多様な人権問題について区民全体で課題意識を共有すること、とりわけ人権啓発の担い手づくりや若年層への人権啓発が重要です。
- ・ 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトス

男性の死因別割合（平成25年）



女性の死因別割合（平成25年）



【資料：厚生労働省「人口動態統計」】

ピーチが各地で行われ社会問題化しており、多様な価値観を認め合う多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

- ・ 人権侵害された場合、その救済につなげる人権相談機能の充実が求められています。

【主な施策】

（１）地域福祉の推進

地域福祉活動の促進

- ・ だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を各地域の実態に応じて推進するため、全地域で策定された「港区地域福祉活動計画（アクションプラン）」に基づく活動が充実するよう支援します。

地域で身近に相談できるしくみづくり

- ・ 虐待や孤立死などの問題が山積する中、各地域に地域福祉のコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かした見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して必要な福祉制度につなげます。
- ・ 子どもの発達・発育が気にかかる保護者に対する心理的サポートや子どもの発達フォローを行うとともに、保護者どうして相談や情報交換ができる場を設けるなど、保護者への支援を充実します。

住民同士でサポートできるしくみづくり

- ・ 支援を必要とする人の身近なところで、相談に加えて見守り活動、緊急時の一時的な援助が行えるよう、地域における支援のネットワークを拡充します。
- ・ 支援の必要な高齢者等の買い物や身の回りのことなどを住民どうしてサポートできるマッチングの仕組みをつくることにより、要支援者の在宅生活を支援します。
- ・ 地域の事業者と連携し、日常業務の中で高齢者等の異変に気づいた時に地域福祉のコーディネーターにつなぐなど、地域の見守り体制を充実します。
- ・ 地域における介護予防活動やサロン活動などを促進することで、高齢者が役割や生きがいを持って暮らしていけるような地域社会づくり（ふれあい喫茶）します。



認知症支援ネットワークの充実

- ・ 医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築・充実することで、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見・保護につなげます。

- ・ 認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けて、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的、集中的に行う保健・福祉・医療機関等から構成されるチーム体制を整備します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
「保健福祉や介護に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60%以上

(2) 地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携し、他職種が協働してサービスを一体的に提供できるしくみづくりを推進します。
- ・ 在宅医療に関する普及・啓発を強化します。

「新しい総合事業」の実施

- ・ 介護保険制度が改正され、訪問介護および通所介護について、市町村が、要支援者等に対する「新しい総合事業」として様々な生活支援サービスを効果的かつ効率的に実施することとなりました。介護事業者による既存のサービスに加えて、柔軟なサービスの提供が可能となるよう、NPO、民間企業、ボランティアなど多様な担い手による高齢者の支援活動を促進します。

■ 成果目標

	平成 27 年度 (現状値)	平成 31 年度
「在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思う」と答えた区民の割合	48.8%	55%以上

(3) セーフティネットの充実

高齢者、障がい者、子育て家庭等に対する相談機能の充実

- ・ 高齢者や障がい者、子育て家庭からの相談に対する、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、子ども子育てプラザや子育て支援センター等の専門的相談機能の充実を図ります。また、必要に応じて保健福祉センターと連携して支援します。

- ・ 港区社会福祉協議会の「見守り相談室」に福祉専門職を設置することで、積極的なアウトリーチと適切な支援を行い、孤立死等の発生を防止します。

複合化する福祉課題への対応力の強化

- ・ 保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する連絡会議等において、情報共有や意見交換、連携のための協議や困難事例等の個別ケース検討等を行うことで、関係機関の相談機能・支援機能の充実を図ります。
- ・ 複合的な課題を抱える子どもや家庭の実態やニーズを把握し、他の支援機関と連携して必要な支援や対策に取り組みます。
- ・ 生活全般における困りごとの総合的な相談窓口として、平成 27 年 4 月から「くらしのサポートコーナー」を保健福祉センターに開設しています。他の相談機関や各種団体、関係機関と連携して、個々の相談者に応じた支援プランを策定するとともに、事例共有や意見交換を行うことで身近な相談窓口としての機能向上を図り、生活保護受給に至る前の段階での自立に向けた支援を強化します。

(4) 健康寿命の延伸

健康づくりに向けた意識啓発と担い手づくり

- ・ 健康づくりについての情報や学習機会を提供し、普及・啓発に努めます。
- ・ 生活習慣病を予防するため、対象者一人ひとりに応じた食生活の改善や適度な運動など健康的な生活習慣についての指導を行い、健康寿命を延ばします。
- ・ 区内の企業や団体、グループ、関係機関などと連携し、毎年 11 月を港区健康月間として、多彩なイベントや講座などを開催し、幅広い区民の参加を促すことで、区民の主体的な運動習慣や健康づくりのきっかけを提供します。
- ・ ウォーキングなど気軽に実践できるスポーツの普及を促進するとともに、生活の身近なところで介護予防のための運動や体操が行える機会を増やします。



がん検診や特定健康診査の受診率の向上

- ・ 港区は 24 区の中でも、平均寿命・健康寿命が短い一方で、がん検診や特定健康診査の受診率が低くなっています。健康寿命の延伸に向けて、疾病の早期発見につながるよう、がん検診や特定健康診査を受診しやすい環境を整備し、受診率の向上をめざします。

■ 成果目標

	現状値	平成 31 年度
週 2 日程度以上運動を行っている人の割合	平成 27 年度 42.0%	75%以上
がん検診（胃がん）の受診率	平成 26 年度 3.9%	6.0%以上
特定健康診査の受診率	平成 26 年度 17.2%	20.9%以上 （市平均以上）

（５）多様性を尊重しあう共生社会づくりの推進

さまざまな人権課題に関する啓発・相談

- ・ 世代や性別、国籍、文化、障がいの有無などの違いを認め合い、個性と能力が発揮できる社会をめざすとともに、L G B T（性の多様性）等、新しい人権課題についての啓発に取り組むため、多様な学習機会を提供し、人権意識の普及・向上を図ります。
- ・ 地域や企業等と連携し、さまざまな人権課題についての啓発を進めます。
- ・ 身近な相談窓口として、関係機関と連携して問題の解決に導く区役所の相談機能を高めます。
- ・ 外国にルーツをもつ人々と区民が交流する場を提供するなど、多文化共生の地域社会づくりを進めます。



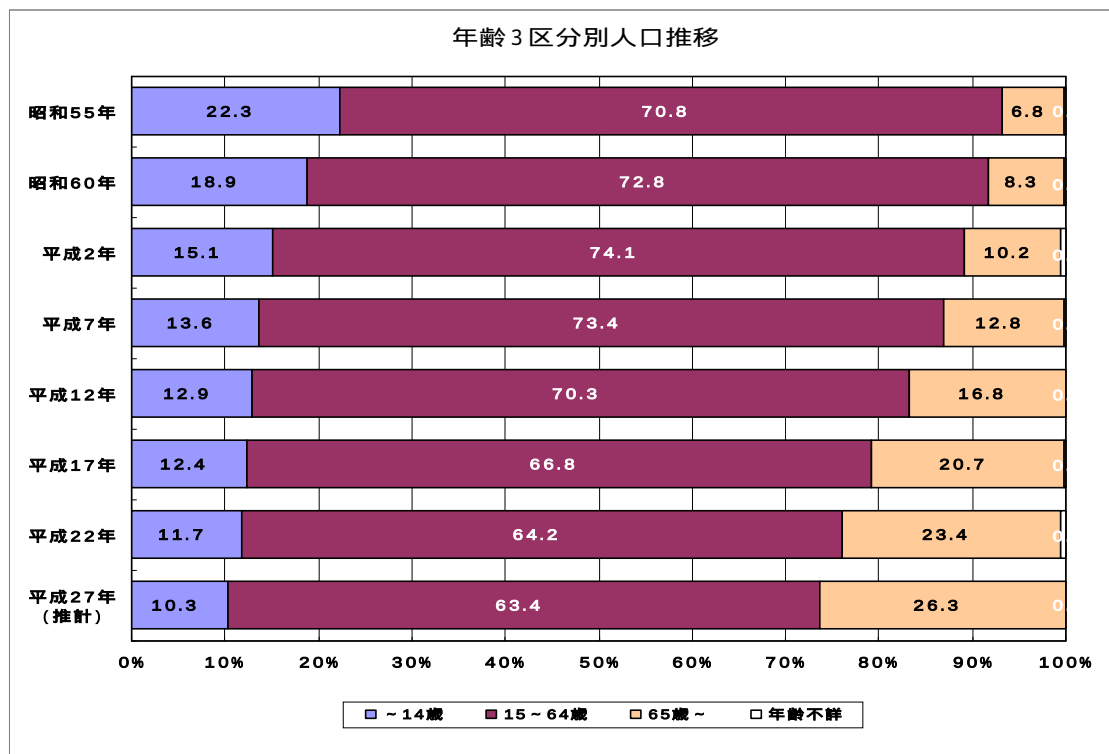
■ 成果目標

	平成 27 年 （現状値）	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
「一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と答えた区民の割合	29.7%	+ 1 %	+ 2 %	+ 3 %

4 「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり

【現状と課題】

- ・ 新しい時代を担う子どもたちが未来に希望を持ち、夢にチャレンジすることができるよう、豊かな人間性や確かな学力、生きる力を育むことが重要です。
- ・ しかしながら、少子化や核家族化が進み人間関係が希薄化することによる家庭や地域における教育力の低下、いじめや不登校などの問題の深刻化、少年非行・犯罪の低年齢化、子どもの貧困率の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。
- ・ 子どもの学びについて、「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の大阪市平均は、いずれも全国平均より低い状況です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが自ら学び、考え、表現し、課題を解決できる力を育むとともに、教師が学習指導に本来の力を注ぐことができる環境づくりが求められています。
- ・ 分権型教育行政を推進し、保護者や地域住民の学校教育への参加を促進し、その意向や地域の実情を学校運営に一層反映させるとともに、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみ取り、学校園だけでは解決できない横断的な課題への対応について学校を支援することが必要です。また、学校等で子どもの学びを支援するボランティアの確保も必要です。
- ・ 区内の11小学校のうち5校が、適正配置の対象となる11学級以下の学校で、そのうち4校は、平成31年度以降には、全学年単学級になる見込みです。児童の教育環境の改善のため、学校の規模と配置の適正化の検討が必要です。
- ・ 区内では少子高齢化が進み、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少によるまちの活力の低下が懸念されています。子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進め、居住を促進し、バランスの取れた人口構成を確保していくことが重要です。
- ・ 区内では子育てを支援する団体やグループの活動が活発です。子育て世代が魅力を感じるまちづくりのために、これらの団体と連携・協働しながら、子育てしやすい環境づくりを進めます。また、精神的・経済的な負担の大きいひとり親家庭については、就労支援や生活支援をあわせて行う必要があります。



資料：総務省「国勢調査」(ただし、平成27年は政策企画室の推計数値)

【主な施策】

(1) 「子どもの学び」の応援

分権型教育行政の推進

- ・ 分権型教育行政を推進し、行政・地域が連携し、学校園だけでは解決できない課題への対応についてサポートします。
- ・ 平成30年度末までに適正配置の対象となる11学級以下の小学校の適正配置計画を策定します。

子どもの学力・体力の向上

- ・ 学校園と連携し、区の特性や強みを活かして、子どもの学力・体力の向上や特色ある学校づくりを支援します。
- ・ 家庭学習を促進するため、学校・PTA・地域等と連携するとともに、塾代助成事業などを活用して、学校教育以外の学習の場への児童生徒の参加を促進します。
- ・ 子どもたちの豊かな社会性を育むため、商店街や企業等と連携して、子どもたちが体験学習や職業体験できる機会を充実します。
- ・ 豊かな情操や学ぶ力を育むため、ボランティア団体等と連携し、絵本に親しむ機会を拡充するなど、子どもの読書活動を促進します。



絵本ひろばの様子

- ・ 外遊び、スポーツ、野外活動など五感を使った体験活動の機会を提供することで、子どもの生きる力を育みます。

子どもの教育環境の向上

- ・ 福祉的課題をかかえる児童生徒やその家庭に対して、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士による巡回・派遣による教育相談等を実施し、学校園と協働して支援します。
- ・ 学校教育、家庭教育に関するボランティア活動を支援するとともに、ボランティア人材の確保に取り組みます。
- ・ 学校や地域などと協働し、子どもの安全確保や健全育成に取り組みます。

■ 成果目標

平成 30 年度末までに、適正配置の対象となっている小学校の適正配置計画を策定する。

区内の小学校・中学校において、授業時間以外の 1 日あたりの勉強時間が 30 分より少ない児童・生徒の割合の合計 を、各校の平成 27 年度より平成 30 年度にはそれぞれ 5% 以上改善する。

(2)「子育て世代」の応援

低年齢児の保育所入所枠の確保

- ・ 低年齢児の保育所入所枠を確保するため「小規模保育事業」を実施するなど、待機児童ゼロをめざします。

多様な保育サービスの充実

- ・ 「病児保育」をはじめとする多様な保育サービスを充実します。

気軽に子育ての相談ができる環境の整備

- ・ 子育てサロンを運営する主任児童委員や、子ども子育てプラザ、子育て支援センター等の子育て支援機関の連携を強化し、身近な地域で相談や支援を受けられる環境を整備することで、子育ての負担や不安を軽減します。
- ・ ひとり親家庭について、子育てと就業を両立して自立した生活が営むことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しきめ細かな就業相談を行うとともに、子育て支援や生活支援などを併せて行います。



子育て支援・子ども関係情報の発信

- ・ 子育て支援団体やグループ、関係機関等と連携して区内の多様な子育て支援・こども関係情報をとりまとめ、わかりやすく積極的に発信します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
待機児童の数	2人	なし	なし	なし	なし

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
「子育てしやすい」と答えた区民の割合	40.8 %	60 %

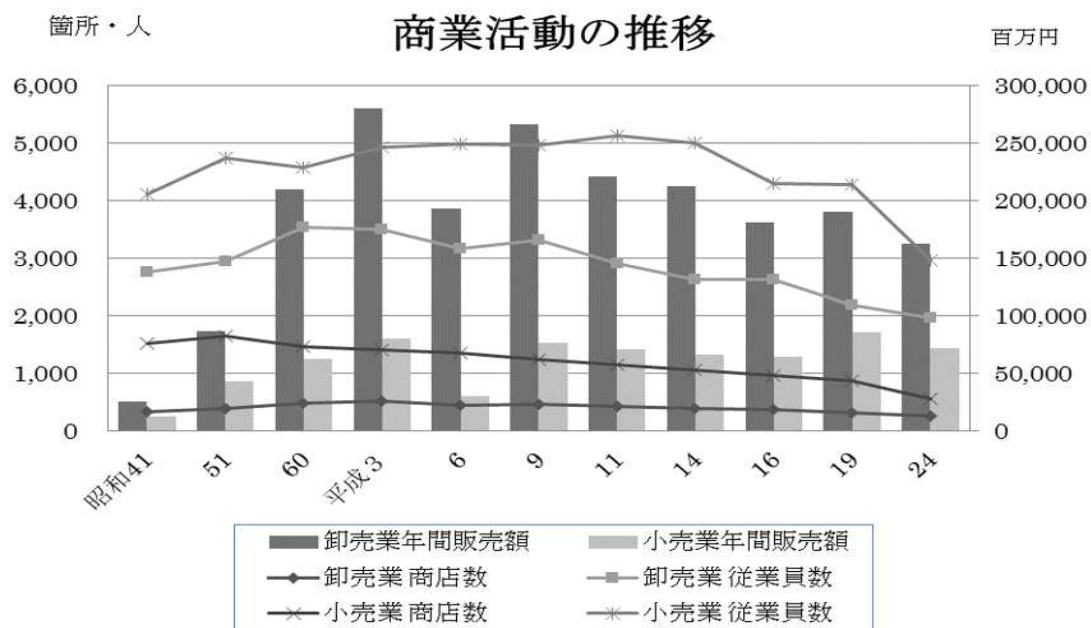
5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

【現状と課題】

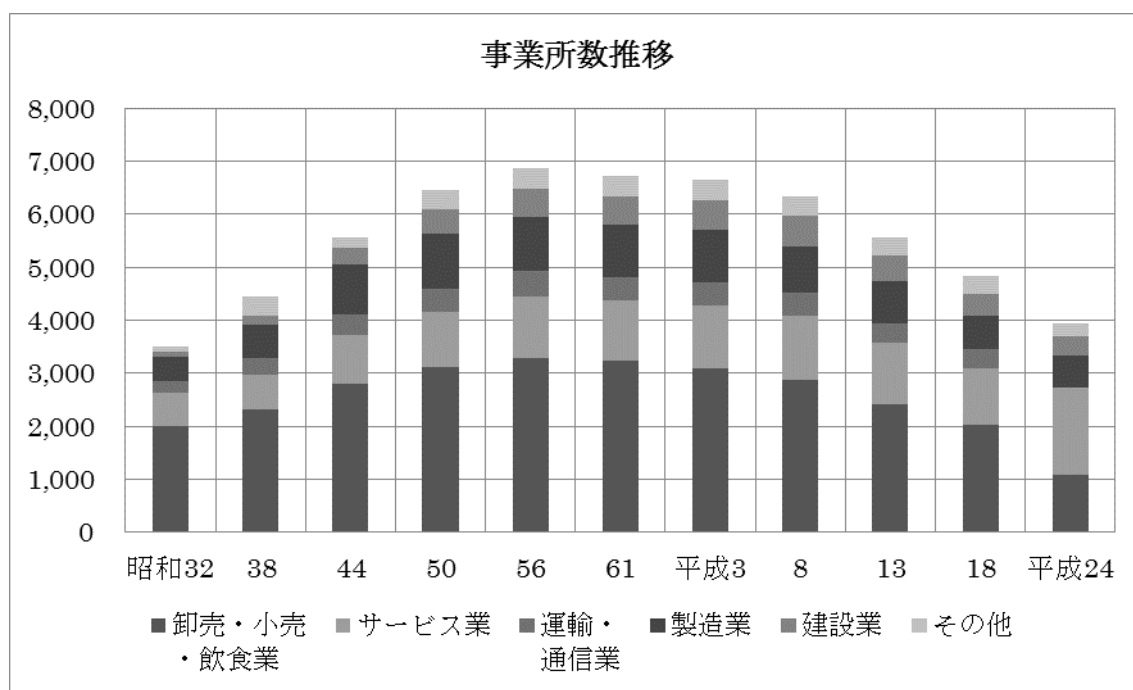
- ・ 港区は、交通の利便性が高く、豊かな歴史に育まれた多彩な文化・観光資源に恵まれています。また、住民どうしのつながりも強く、地域活動が活発で豊かな地域コミュニティが形成されています。これらの「港区の魅力」を積極的に発信することで、居住人口を増やし、区内における消費行動を促し、まちの活性化を図る必要があります。
- ・ 港区は、卸売・小売業の事業所や飲食店が多く、比較的商業が盛んなまちですが、その事業所数や販売額は年々減少しています。また以前は、準工業地域にものづくり企業が多く立地していましたが、近年、マンションや住宅建設が進む中、住工混在地域が増え操業環境の変化が見られます。
- ・ 区内では地域や企業等と連携したにぎわいイベントや地域資源を活かした商品づくりなど、地域や事業者が主体となって個性あるさまざまな取組が行われています。
- ・ 港区の魅力ある地域資源を広く周知、活用しながら、地域、商店、企業等の様々な主体が連携協働する機会の提供を行い、ビジネスチャンスにつなげることで、地域の活性化を図る必要があります。
- ・ 築港地区は、海遊館などの大規模な集客施設のほか、歴史・文化などの観光資源が豊富に存在し、年間200万人以上が訪れますが、まちのにぎわいや活性化につながっていません。今後、豊富な観光資源を活かした観光施策の取組に連携して、まちづくりの視点から地域のにぎわいの創出や地域の活性化をめざす必要があります。
- ・ 区内には、市岡商業高校跡地、弁天埠頭、JR臨港（貨物）線跡地など、まちづくりに活用できる資源、資産があります。今後のまちづくりの方向性を踏まえて、これらの資源・資産の活用策等について検討し具体化していく必要があります。



天保山岸壁に着岸する外国客船



資料：経済産業省 平成 19 年までは「商業統計」、平成 24 年は「経済センサス」



【主な施策】

（１）地域資源を活かしたまちの活性化

商工業者へのビジネス機会の提供

- ・ 企業や商店などの事業者に対してビジネス支援情報を提供するとともに、事業者同士の出会いの場の提供やマッチングをサポートすることにより、ビジネス機会の創出につながる支援を行います。

② 地域や事業者等と連携した商店街等による取組の支援

- ・ 区役所が持つネットワークや情報発信力を活用して、地域や区内外の事業者等と連携し、港区の魅力ある資源を活かした商店街等による取組を支援します。



繁栄ワイワイ市場（繁栄商店街）

（２）まちの魅力の発信

港区の魅力発掘・創出・発信

- ・ 特色やオンリーワンの技術を持つ企業や商店、活発な地域活動の紹介など区内の魅力ある「ヒト・モノ・コト」を紹介し、まち魅力の発信を強化します。
- ・ 港区の地域資源をモチーフにしたオリジナルな商品やイベントなど「みなトクモン」を積極的に広報・周知することにより、港区の魅力を広く発信するとともに、区民のわがまちへの誇りと愛着の醸成をめざします。

港区に住む魅力の発信

- ・ 豊かな歴史・文化資産や発掘・創出した「港区の魅力」など、港区に住む魅力を、広報紙・ホームページ・報道発表などを活用して積極的に発信します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
商店街等が連携してにぎわいイベントや個性ある取組を行うことでまちの活性化につながっていると感じる区民の割合。	—	60 %以上

（３）築港エリアのにぎわいづくり

観光施策と連携した活気あふれるまちづくりの推進

- ・ クルーズ客船の母港化など集客観光拠点の形成に向けた取組に連携して、まちづくりの視点から築港エリアのにぎわいの創出や活性化をめざします。
- ・ 地域ベースの主体的なイベントや魅力発信の取組などが、自主財源を確保しながら自立的に継続して行えるよう支援します。

- ・ 赤レンガ倉庫前広場や中央突堤周辺の臨港緑地、天保山公園の活用等により、集客力や回遊性を高め、エリア全体の活性化をめざします。
- ・ 観光情報とあわせて、イベントも含めたまち魅力の情報をきめ細かく積極的に発信します。
- ・ 居住、観光、港湾物流という機能が共存するエリアの特性を踏まえた調査・検討を行い、観光施策や港湾計画・都市計画等を関連させて、民間活力の積極的な活用などによる総合的なまちづくり計画を平成29年度末までに策定します。



ダイヤモンドポイント

■ 成果目標

	平成26年度 (現状値)	平成31年度
地下鉄大阪港駅の降車人員 (1日あたり)	9,452人	9,700人 以上

(4) まちづくりに向けた行政資産等の活用

遊休地や資産の活用

- ・ これからのまちづくりの方向性を踏まえ、市岡商業高校跡地、弁天埠頭、JR臨港（貨物）線跡地など、区内の遊休地や資産の活用について、関係局と連携して活用策等の検討を進めます。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
各々の資源・資産の具体的な活用策について「区民の意見が反映されている」と答えた区民の割合	23.8%	60%以上

第5章 区民の意見を反映した区政運営

【現状と課題】

・区役所がまちづくりを総合的に担うという市政改革のもと、港区においても、区民の意見・要望やニーズを適切に把握し、区の実情や特性に即した施策・事業を実施するとともに、その成果について区民の評価を受けて必要な見直しを行っています。

・また、窓口サービスなど様々な行政サービスを的確迅速に提供するとともに、日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け、解決に導くための機能を備える、総合行政の窓口としての機能の充実をめざしています。

・多様な区民の意見、ニーズの把握と区政運営への反映に努めていますが、「区役所が、様々な意見や要望を聞き、区政の運営に反映するように努めている」と答えた区民の割合は35.2%となっており、区役所による区民意見等の把握と区政への反映が十分と感じている区民の割合は高くありません。

・そのため、今後より一層、多様な区民の意見・ニーズの的確な把握に努め、区内の実情や特性に即した施策・事業を総合的に展開し、その取組や成果について積極的に発信するとともに、区民の信頼・満足・納得を得ることができる区役所づくりを進める必要があります。

【主な施策】

（１）多様な区民の意見・ニーズの的確な把握

多様な区民の意見やニーズの的確な把握

- ・区政に関する多様な区民の意見・要望について、区民モニターアンケート、市民の声、みなと改善箱やツイッターなどによりの確に把握するとともに、適切かつ迅速に対応します。

地域の課題やニーズの把握

- ・地域活動協議会において話し合われる課題等を適宜把握し、地域の課題やニーズを共有します。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
日常生活に関する相談や要望について、区役所が責任を持って適切に対応したと感じた区民の割合。	70.5%	80 % 以上

(2) 区民の参画と協働による区政運営

区民の意見・評価を区政に反映

- ・ 区政会議などを通じて、企画・計画段階から区民の意見・ニーズを把握し、施策・事業に反映するとともに、区民の評価を踏まえて施策・事業を見直します。
- ・ 分権型教育行政を推進し、保護者や地域住民の学校教育への参加を促進し、その意向や地域の実情を学校運営に反映させるとともに、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみ取り、学校だけでは解決できない横断的な課題に取り組みます。

区の事業等への企画段階からの区民参画

- ・ 区で実施するイベントや事業などについて、企画・計画段階から区民の参画を促進し、協働して取り組みます。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
区民の意見や要望を聞き、区政の運営に反映するように努めていると感じている区民の割合。	35.2%	60 % 以上

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
区役所が、様々な取組(施策・事業・イベントなど)について、企画・計画段階から、区民の参画や協働を得るように努めていると思う区民の割合。	31.1%	60 % 以上

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
区役所が、様々な取組(施策・事業・イベントなど)について、区民からの評価を受けて、区政の運営の改善につなげるように努めていると思う区民の割合。	24.0%	60 % 以上

(3) 区政情報の積極的な発信

地域の実情や特性に即した取組や成果を積極的に発信

- ・ 地域の実情や特性に即した施策や事業について、その取組内容や成果などの情報を広報紙やホームページ、ツイッターなどで積極的に発信します。

暮らしに必要な情報の発信

- ・ 子育て支援や防災・防犯・福祉など暮らしに必要な情報を、必要とする人に確実に届けます。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
区の様々な取組(施策、事業、イベントなど)についておこなっている情報発信の内容は十分と感じている区民の割合。	31.7%	60 %以上

(4) 区民が利用しやすく、信頼される区役所づくり

総合窓口機能の充実

- ・ 区民が抱える様々な課題に対して、その内容に応じて関係部署と連携し、責任をもって対応するなど、区民に身近な総合行政の拠点として区民から信頼される区役所をめざします。

区民が納得できる効率的な業務運営と窓口サービスの向上

- ・ 業務プロセスの改善などにより、業務の効果的・効率的に努め、区民に納得していただけるよう取り組みます。
- ・ 区民が快適で利用しやすい区役所となるよう、庁舎案内の改善や窓口サービスの向上を図ります。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の趣旨に基づいた適切な対応を行います。

■ 成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
区役所来庁舎に対する窓口サービスに係る民間事業者の覆面調査員による調査(5点満点)での点数。	3.4	3.5 点以上

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
効果的・効率的な業務運営をめざして、様々な取組をおこなっていることを知っている区民の割合。	26.9%	60 %以上

